

## 5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

### (1) 海岸漂着物対策の重点区域

#### ア. 重点区域の選定基準

重点区域は、海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件および離島といった地域特性について総合的に検討し設定する。

表 5-1 に重点区域の選定基準等を定める。

表 5-1 重点区域選定基準等

区分	選定基準	評価項目
海岸漂着物等	現に海岸漂着物等が大量に集積し、又は今後大量の集積が見込まれる海岸	海岸漂着物等の現存量の現況 海岸漂着物等の回収の状況 海岸漂着物等の種類や質（処理困難物、危険物の漂着含む） 海岸漂着物等の漂着頻度 周辺国からの海岸漂着物等の漂着状況等
自然的条件	良好な景観や生態系等、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要と認められる海岸	海岸の海象や地形 海岸の景観の状況（優れた自然の風景地など） 海岸における動植物の生息又は生育状況（貴重な生物、保護すべき生物の存在及び繁殖場所など）等
社会的条件	海岸の利用状況や地域の経済活動にかんがみ、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要と認められる海岸	海岸の利用の現況（観光、海浜利用など） 海岸に関する経済活動の現況（漁業、港湾施設など）等
地域特性	離島地域であって、海外から現に海岸漂着物等が大量に集積し、又は今後大量の集積が見込まれる海岸  災害に起因する大量の海岸漂着物等の発生が過去に煩雑に生じているなど、海岸漂着物等の処理を重点的に行うことが必要と認められる海岸	地域の海岸清掃等の事情 閉鎖性海域に位置する海岸や離島地域など 廃棄物処理施設の整備状況 過去に災害に起因する大量の海岸漂着物等の発生状況等

#### イ. 重点区域の設定

選定基準等に基づき、地域グリーンニューディール基金事業実施海岸及び地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）の活用による事業実施海岸並びに八代海沿岸を重点区域として設定した（39市町村 海岸延長1,213km）。

図 5-1 に重点海岸設定市町村を、表 5-2 に重点海岸一覧を示す。なお、重点区域図は資料 1 に示した。

① 地域グリーンニューディール基金事業実施海岸及び地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）の活用による事業実施海岸

平成21～23年度に地域グリーンニューディール基金事業で海岸漂着物等の回収・処理を実施した海岸及び平成25年度～令和2年度に地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）の活用による事業で海岸漂着物等の回収・処理を実施する海岸は、選定基準の「現に海岸漂着物等が大量に集積し、又は今後大量の集積が見込まれる海岸」又は「離島地域であって、海外から現に海岸漂着物等が大量に集積し、又は今後大量の集積が見込まれる海岸」に該当するため、重点区域として設定した。

＊重点区域設定市町村

長島町，出水市，阿久根市，薩摩川内市，いちき串木野市，日置市，南さつま市，枕崎市，南九州市，指宿市，鹿児島市，姶良市，霧島市，垂水市，鹿屋市，錦江町，南大隅町，志布志市，大崎町，東串良町，肝付町，西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町，三島村，十島村，奄美市，龍郷町，大和村，宇検村，瀬戸内町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

② 八代海沿岸

八代海は、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であるため、選定基準の「良好な景観や生態系等，海岸の優れた自然環境を保全するため，海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要と認められる海岸」又は「海岸の利用状況や地域の経済活動にかんがみ，海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要と認められる海岸」に該当する。

その一方で、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化や赤潮の増加等が懸念されていることから、八代海を豊かな海として再生するため、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に施行され、この法律に基づき県は、「八代海の再生に関する鹿児島県計画（以下「八代海再生計画」という。）」を平成15年3月に策定した。

八代海再生計画では、県が講ずべき施策として、海浜の清掃等海岸漂着物対策を挙げていることから、八代海を再生するためには、八代海再生計画と本地域計画が連携して取り組むことも重要と考えられることから、八代海沿岸を重点区域として設定した。

＊重点区域設定市町村（①と重複）

出水市，阿久根市，長島町

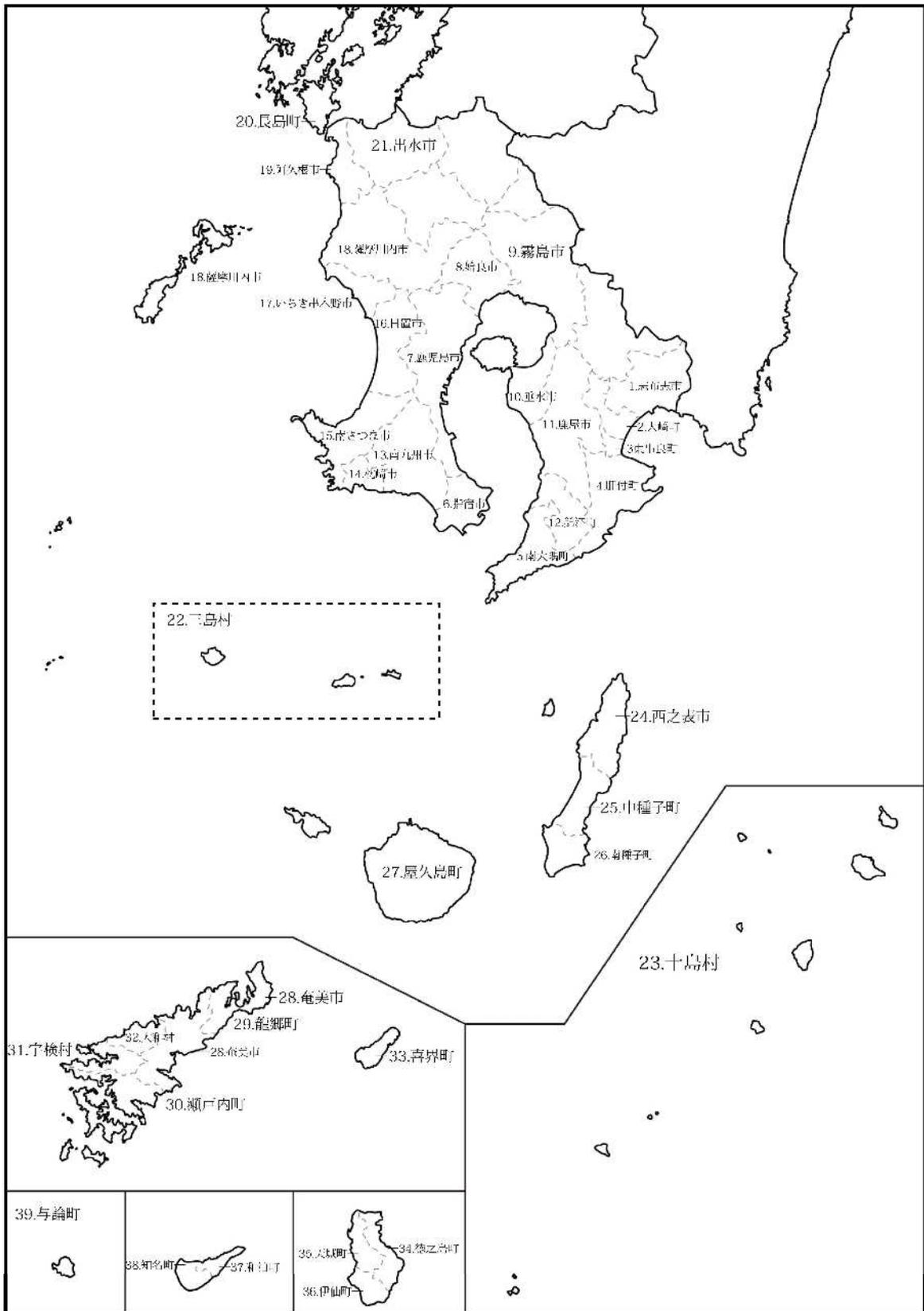


图 5-1 重点区域設定市町村

表 5-2 重点区域一覧 (1/10)

市町村名	海岸名		海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)
	(平成24年～令和2年)	記載名	ゾーン名	ページ番号			
1 志布志市	夏井	夏井海岸	志布志湾	1/5	県河川課	0.9	
	志布志港	志布志港	志布志湾	1/5	県港湾空港課	2.5	
	志布志有明大崎	志布志・有明・大崎海岸	志布志湾	1/5	県河川課	2.5	
2 大崎町	志布志有明海岸	志布志・有明・大崎地区海岸	志布志湾	1/5	県河川課	1.5	
	志布志有明大崎	志布志・有明・大崎地区海岸	志布志湾	1/5	県河川課	1.1	
	大崎海岸	大崎海岸	志布志湾	1/5	県河川課	0.2	
3 東串良町	菱田海岸	菱田海岸	志布志湾	1/5	県農地整備課	1.3	
	柏原海岸	柏原海岸	志布志湾	1/5	県河川課	0.3	
	肝属川河口	波見港海岸	志布志湾、佐多・内之浦	2/5	県港湾空港課	2.5	
4 肝付町	波見港海岸	波見港海岸	志布志湾、佐多・内之浦	2/5	県港湾空港課	2.5	
	内之浦漁港海岸	内之浦漁港	志布志湾、佐多・内之浦	2/5	県漁港漁場課	6.5	
	波見港	波見港	志布志湾、佐多・内之浦	2/5	県港湾空港課	3.0	
5 南大隅町	岸良	岸良海岸	佐多・内之浦	3/5	県河川課	0.5	
	大泊港	大泊港	佐多・内之浦	5/5	県港湾空港課	1.5	
	外之浦	外之浦海岸	佐多・内之浦	5/5	県河川課	0.2	
	竹之浦	竹之浦海岸	佐多・内之浦	5/5	県河川課	0.6	
	田尻	田尻海岸	佐多・内之浦	5/5	県河川課	0.4	
	根占港	根占港海岸	鹿児島湾東岸	13/15	県港湾空港課	0.4	
	町	町海岸	鹿児島湾東岸	13/15	県河川課	0.7	
	小浜	小浜海岸	鹿児島湾東岸	14/15	県河川課	0.0	
	石走	石走海岸	鹿児島湾東岸	14/15	県河川課	0.2	
	大川	大川海岸	鹿児島湾東岸	14/15	県河川課	2.0	
	大浜	大浜海岸	鹿児島湾東岸	14/15	県河川課	0.9	
	浮津	浮津海岸	鹿児島湾東岸	14/15	県河川課	0.3	
	片野坂	片野坂海岸	鹿児島湾東岸	14/15	県河川課	0.8	
	伊座敷漁港	伊座敷漁港	鹿児島湾東岸	14/15	県漁港漁場課	0.2	
	伊座敷	伊座敷海岸	鹿児島湾東岸	15/15	県河川課	0.6	
	島泊	島泊海岸	鹿児島湾東岸	15/15	県河川課	0.2	
	尾波瀬	尾波瀬海岸	鹿児島湾東岸	15/15	県河川課	0.2	
	6 指宿市	山川漁港海岸	山川漁港海岸	鹿児島湾西岸	1/15	県漁港漁場課	0.4
		浜児ヶ水海岸	長迫海岸	鹿児島湾西岸	1/15	県河川課	1.9
		岡児ヶ水海岸	岡児ヶ水海岸	鹿児島湾西岸	1/15	県河川課	1.6
伏目地区海岸		伏目海岸	鹿児島湾西岸	1/15	県河川課	0.1	
無瀬海岸		無瀬海岸	鹿児島湾西岸	1/15	県河川課	0.4	
東方地区海岸		東方海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県河川課	1.5	
宮ヶ浜港海岸		宮ヶ浜港海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県港湾空港課	0.8	
宮ヶ浜地区海岸		宮ヶ浜港海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県河川課	0.8	
魚見港海岸		魚見港海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県港湾空港課	0.2	
今和泉漁港河岸		今和泉漁港海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県漁港漁場課	0.8	
指宿港海岸		指宿港海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県港湾空港課	2.8	
指宿新田地区海岸		指宿新田海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県農地整備課	0.7	
瀬崎港海岸		瀬崎海岸	鹿児島湾西岸	2/15	指宿市	0.1	
西方地区海岸		西方海岸	鹿児島湾西岸	2/15	県河川課	2.9	
川尻漁港海岸		川尻漁港海岸	指宿・枕崎	1/14	県漁港漁場課	0.6	
川尻地区海岸		川尻海岸	指宿・枕崎	1/14	県河川課	0.5	
十町地区海岸		十町地区海岸	指宿・枕崎	1/14	県河川課	1.8	
長崎鼻地区海岸		長崎鼻海岸	指宿・枕崎	1/14	県河川課	1.3	
村石海岸		村石海岸	指宿・枕崎	1/14	県河川課	1.7	
脇浦漁港海岸		十町地区海岸	指宿・枕崎	1/14	指宿市	1.8	
7 鹿児島市		生見海岸	生見地区海岸	鹿児島湾西岸	3/15	県河川課	0.2
		喜入南海岸	喜入南地区海岸	鹿児島湾西岸	3/15	県河川課	7.0
		前之浜海岸	前之浜港海岸	鹿児島湾西岸	3/15	鹿児島市	0.6
	喜入北海岸	喜入北地区海岸	鹿児島湾西岸、鹿児島臨海	4/15	県河川課	5.5	
	喜入北地区	喜入北地区海岸	鹿児島湾西岸、鹿児島臨海	4/15	県港湾空港課	5.5	
	喜入港	喜入港海岸	鹿児島湾西岸、鹿児島臨海	4/15	県港湾空港課	0.4	
	喜入海岸ほか	喜入港海岸	鹿児島湾西岸、鹿児島臨海	4/15	県河川課	0.4	
	中名海岸	喜入港海岸	鹿児島湾西岸、鹿児島臨海	4/15	県河川課	0.4	
	中名地区海岸ほか	喜入港海岸	鹿児島湾西岸、鹿児島臨海	4/15	県河川課	0.4	
	谷山漁港	鹿児島港海岸(谷山第二地区)	鹿児島臨海	5/15	県漁港漁場課	13.3	
	平川海岸	平川地区海岸	鹿児島臨海	5/15	県河川課	0.3	
	鹿児島港港湾区域	鹿児島港海岸	鹿児島臨海	5/15、6/15	県港湾空港課	—	
	鹿児島港	鹿児島港海岸	鹿児島臨海	5/15、6/15	県港湾空港課	5.1	
	磯海岸	磯地区海岸	鹿児島臨海	6/15	鹿児島市	0.3	
	小川埠頭	鹿児島港海岸(本港新港地区)	鹿児島臨海	6/15	県港湾空港課	6.8	
	浦之前海岸	浦之前海岸	桜島	7/15	県河川課	0.4	
	桜島港	桜島港海岸	桜島	7/15	県港湾空港課	0.3	
桜島海岸	桜島港海岸	桜島	7/15	県港湾空港課	0.5		
新島海岸	新島海岸	桜島	7/15	県河川課	2.3		
野尻海岸	野尻地区海岸	桜島	7/15	県河川課	0.4		
西桜島海岸	西桜島地区海岸	桜島	7/15	県河川課	8.4		
レインボービーチ	桜島港②	桜島	7/15	鹿児島市	—		

表 5-2 重点区域一覽 (2/10)

市町村名	海岸名		海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)
	(平成24年～令和2年)		記載名	ゾーン名	ページ番号		
8 始良市	東餅田	東餅田海岸	鹿児島臨海、鹿児島湾湾奥	8/15	県河川課	0.9	
	加治木港	加治木港	鹿児島臨海、鹿児島湾湾奥	8/15	県港湾空港課	—	
9 霧島市	小浜海岸	小浜海岸(小浜地区)	鹿児島臨海、鹿児島湾湾奥	8/15	県河川課	1.4	
	永浜	永浜海岸(永浜地区)	鹿児島臨海、鹿児島湾湾奥	8/15	県河川課	2.0	
	隼人(住吉地区)	隼人海岸(住吉地区)	鹿児島臨海、鹿児島湾湾奥	8/15	県農地整備課	3.3	
	隼人港	隼人港	鹿児島臨海、鹿児島湾湾奥	8/15	県港湾空港課	—	
	隼人(真孝地区)	隼人海岸(真孝地区)	鹿児島臨海、鹿児島湾湾奥	8/15	県農地整備課	2.5	
	国分海岸(国分地区)	国分海岸(国分地区)	鹿児島湾湾奥	9/15	県農地整備課	3.0	
	国分海岸(下井地区)	国分海岸(下井地区)	鹿児島湾湾奥	9/15	県農地整備課	3.0	
	敷根海岸	敷根海岸(敷根地区)	鹿児島湾湾奥	9/15	県河川課	2.1	
	福山海岸	福山海岸	鹿児島湾湾奥	9/15	県河川課	1.6	
	福山海岸(福山地区)	福山海岸	鹿児島湾湾奥	9/15	県河川課	1.6	
	福山港海岸	福山港海岸	鹿児島湾湾奥	9/15	県港湾空港課	2.0	
	若尊鼻	福山海岸	鹿児島湾湾奥	9/15	県河川課	1.6	
	中磯	一般公共海岸(中磯)	鹿児島湾湾奥	9/15	県河川課	—	
10 垂水市	辺田小島・弁天島・沖小島	一般公共海岸(辺田小島・弁天島・沖小島)	鹿児島湾湾奥	8/15	県河川課	—	
	牛根境海岸	牛根境海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	0.9	
10 垂水市	牛根麓海岸	牛根麓海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	6.0	
	牛根麓海岸(中浜地区)	牛根麓海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	6.0	
	牛根麓海岸(辺田)	牛根麓海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	6.0	
	牛根麓漁港海岸	牛根麓海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	6.0	
	浮津海岸	浮津海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	垂水市	0.3	
	中浜海岸	中浜漁港海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	垂水市	0.6	
	海潟	海潟海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	1.1	
	小浜	小浜海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	0.0	
	境	境海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	0.4	
	深港	深港海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	0.7	
	深港海岸	深港海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	0.7	
	二川海岸	二川海岸	鹿児島湾湾奥、鹿児島湾東岸	10/15	県河川課	1.0	
	新城海岸	新城海岸	鹿児島湾東岸	11/15	県河川課	0.2	
	垂水	垂水海岸	鹿児島湾東岸	11/15	県河川課	9.1	
	垂水海岸外	垂水海岸	鹿児島湾東岸	11/15	県河川課	9.1	
	垂水港	垂水港	鹿児島湾東岸	11/15	県港湾空港課	1.5	
	柘原海岸	垂水南漁港海岸(柘原地区)	鹿児島湾東岸	11/15	垂水市	0.3	
	11 鹿屋市	永目	永目海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県河川課	0.2
		塩屋	竹之崎海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県河川課	1.3
		高須港	高須港	鹿児島湾東岸	12/15	県港湾空港課	0.8
鹿屋港		鹿屋港	鹿児島湾東岸	12/15	県港湾空港課	1.4	
高須海水浴場		高須港海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県港湾空港課	0.5	
浜田海水浴場		浜田海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県河川課	1.5	
荒平海岸		荒平海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県河川課	1.8	
高須海岸		高須港海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県港湾空港課	0.5	
小浜		小浜海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県河川課	0.0	
浜田海岸		浜田海岸	鹿児島湾東岸	12/15	県河川課	1.5	
12 錦江町		大根占港	大根占港	鹿児島湾東岸	13/15	県港湾空港課	0.9
		神之川	神之川海岸	鹿児島湾東岸	13/15	県河川課	1.6
		馬場	馬場海岸	鹿児島湾東岸	13/15	県河川課	2.7
13 南九州市	頴娃漁港	頴娃漁港海岸(大川地区)	揖宿・枕崎	2/14	県漁港漁場課	2.1	
	郡地区	郡海岸	揖宿・枕崎	2/14	県河川課	1.2	
	塩屋	塩屋海岸	揖宿・枕崎	2/14	県河川課	0.5	
	別府	別府海岸	揖宿・枕崎	2/14	県河川課	0.3	
	松ヶ浦	松ヶ浦海岸	揖宿・枕崎	2/14	県河川課	0.6	
14 枕崎市	一般公共海岸(全域)	枕崎漁港海岸～板敷海岸	揖宿・枕崎	2/14	県河川課	6.8	
	枕崎市地先海岸	枕崎漁港海岸(枕崎地区)	揖宿・枕崎	2/14	県漁港漁場課	9.7	
	枕崎海港	枕崎漁港海岸(枕崎地区)	揖宿・枕崎、揖宿・枕崎、坊野間	2/14、3/14	県漁港漁場課	—	
15 南さつま市	久志漁港海岸	久志漁港海岸(久志地区)	揖宿・枕崎、坊野間	3/14	県漁港漁場課	5.9	
	坊泊漁港海岸	坊泊漁港海岸(坊泊地区)	揖宿・枕崎、坊野間	3/14	県漁港漁場課	2.3	
	坊泊海岸	坊泊漁港海岸(坊泊地区)	揖宿・枕崎、坊野間	3/14	県漁港漁場課	2.3	
	平尾海岸	久志漁港海岸(久志地区)	揖宿・枕崎、坊野間	3/14	県漁港漁場課	5.9	
	末柏海岸	坊津海岸～坊泊海岸	揖宿・枕崎、坊野間	3/14	県河川課	6.1	
	後浜	後浜海岸(後浜地区)	坊野間、吹上浜	4/14	県河川課	0.4	
	大当	大当海岸	坊野間、吹上浜	4/14	県河川課	0.8	
	小浦海岸	小浦海岸	坊野間、吹上浜	4/14	県河川課	10.6	
	小浦港海岸	小浦港海岸(小浦地区)	坊野間、吹上浜	4/14	南さつま市	0.6	
	野間池漁港	野間池漁港海岸(野間池地区)	坊野間、吹上浜	4/14	県漁港漁場課	2.3	
野間池漁港海岸	野間池漁港海岸(野間池地区)	坊野間、吹上浜	4/14	県漁港漁場課	2.3		
大浦海岸	大浦海岸	坊野間、吹上浜	4/14、5/14	県農地整備課	1.1		

表 5-2 重点区域一覧 (3/10)

市町村名	海岸名 (平成24年~令和2年)	海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)	
		記載名	ゾーン名	ページ番号			
15 南さつま市 (続き)	大浦海岸(大浦地区)	大浦海岸	坊野間、吹上浜	4/14、5/14	県農地整備課	2.6	
	小湊	小湊漁港海岸	坊野間、吹上浜	4/14、5/14	県農地整備課	2.6	
	新川港	新川海岸	坊野間、吹上浜	5/14	県河川課	5.2	
	吹上浜	吹上浜海岸	吹上浜	6/14	県河川課	2.5	
16 日置市	吹上海岸	吹上漁港(伊作・永吉地区)、吹上浜海岸	吹上浜	5/14、6/14	日置市	1.5	
	日吉海岸	日吉海岸、吉利海岸	吹上浜	6/14	県河川課	3.5	
	江口海岸	東市来海岸(江口地区)	吹上浜	6/14、7/14	県河川課	3.2	
	江口漁港海岸	江口漁港海岸(江口地区)	吹上浜	7/14	県漁港漁場課	1.9	
17 いちき串木野市	荒川海岸	荒川海岸	吹上浜	7/14	県河川課	—	
	市来海岸	市来海岸(市来地区)、市来浜海岸	吹上浜	7/14	県河川課	4.1	
	市来・市来、戸崎漁港海岸	戸崎漁港海岸(戸崎地区)	吹上浜	7/14	県漁港漁場課	0.2	
	長崎鼻・串木野漁港海岸	串木野漁港海岸(串木野地区)	吹上浜	7/14	県漁港漁場課	—	
	長崎鼻海岸	串木野漁港海岸(串木野地区)	吹上浜	7/14	県漁港漁場課	0.6	
	野元・串木野新港海岸	串木野新港海岸(西薩地区)	吹上浜	7/14	県港湾空港課	—	
	野元海岸	串木野新港海岸(西薩地区)	吹上浜	7/14	県港湾空港課	—	
	下名海岸	串木野海岸(下名地区)	吹上浜	7/14	県農地整備課	0.7	
	照島海岸	串木野海岸(下名地区)	吹上浜	7/14	県農地整備課	0.7	
	白浜海岸	白浜海岸	吹上浜、川薩	8/14	県河川課	1.0	
	土川・土川漁港海岸	土川漁港海岸(土川地区)	吹上浜、川薩	8/14	いちき串木野市	0.5	
	土川海岸	土川漁港海岸	吹上浜、川薩	8/14	いちき串木野市	0.1	
	羽島	羽島漁港	吹上浜、川薩	8/14	県漁港漁場課	1.1	
	横須・羽島漁港海岸	羽島漁港海岸	吹上浜、川薩	8/14	県漁港漁場課	2.4	
18 薩摩川内市	川内港	川内港	川薩	8/14、9/14	県港湾空港課	0.6	
	唐浜海岸	唐浜海岸	川薩	9/14	県河川課	2.0	
	西方港	西方港	川薩	9/14	県港湾空港課	0.5	
	小池の浜海岸(小池海岸)	小池の浜海岸	甌島	12/14	県河川課	0.7	
	中川原海岸	中川原海岸	甌島	12/14	県河川課	0.0	
	里港	里港	甌島	12/14	県港湾空港課	7.8	
	里港海岸	里港	甌島	12/14	県港湾空港課	7.8	
	里港西海岸	里港	甌島	12/14	県港湾空港課	1.1	
	市の浦海岸	市之浦海岸	甌島	12/14	県河川課	0.2	
	中甌漁港海岸	中甌漁港海岸	甌島	12/14	県漁港漁場課	1.3	
	長目の浜海岸	長目の浜海岸	甌島	12/14	県河川課	3.5	
	芦浜海岸	芦浜漁港海岸	甌島	13/14	薩摩川内市	0.6	
	小田海岸	小田海岸	甌島	13/14	県河川課	0.3	
	黒浜海岸(甌大橋海岸)	黒浜海岸	甌島	13/14	県河川課	0.2	
	小牟田海岸	小牟田海岸	甌島	13/14	県河川課	0.6	
	寺家海岸	寺家海岸	甌島	13/14	県河川課	—	
	中山海岸	中山海岸	甌島	13/14	県河川課	0.4	
	長浜海岸	長浜海岸	甌島	13/14	県河川課	0.7	
	長浜港	長浜港海岸	甌島	13/14	県港湾空港課	1.4	
	吹切海岸	吹切浜海岸	甌島	13/14	県河川課	0.5	
	中野浦海岸	蘭牟田漁港(中之浦地区)	甌島	13/14	県漁港漁場課	2.1	
	花瀬海岸	蘭牟田漁港	甌島	13/14	県漁港漁場課	0.8	
	蘭牟田漁港	蘭牟田漁港	甌島	13/14	県漁港漁場課	3.7	
	青瀬海岸	青瀬海岸	甌島	14/14	県河川課	0.7	
	瀬尾海岸	青瀬漁港海岸	甌島	14/14	薩摩川内市	2.2	
	大内浦海岸	大内浦海岸	甌島	14/14	県河川課	3.6	
	片野浦海岸	片野浦漁港海岸	甌島	14/14	薩摩川内市	0.3	
	佐之浦海岸	佐之浦海岸	甌島	14/14	県河川課	4.0	
	瀬々野浦海岸	瀬々野浦漁港海岸	甌島	14/14	薩摩川内市	0.7	
	田野浦海岸	片野浦漁港海岸(田ノ浦地区)	甌島	14/14	薩摩川内市	0.4	
	手打海岸	手打漁港海岸	甌島	14/14	県漁港漁場課	0.8	
	19 阿久根市	大漣	大漣海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	2.5
		大漣港海岸	大漣港海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	2.5
		小漣	小漣海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.1
小漣浜海岸		小漣浜海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.1	
八郷		八郷海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	1.0	
八郷港海岸		八郷港海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	1.0	
尻無		尻無海岸	川薩	9/14	県河川課	2.3	
尻無浜		尻無浜海岸	川薩	9/14	県河川課	2.3	
大川		大川海岸	川薩	9/14	県河川課	2.0	
阿久根大島等(桑島、小島、元之島を含む)		阿久根大島海岸	川薩、阿久根・長島	10/14	県河川課	2.1	
五色ヶ浜		阿久根漁港	川薩、阿久根・長島	10/14	県漁港漁場課	1.5	
佐潟		佐潟海岸	川薩、阿久根・長島	10/14	県河川課	6.1	

表 5-2 重点区域一覽 (4/10)

市町村名	海岸名		海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)
	(平成24年～令和2年)		記載名	ゾーン名	ページ番号		
19 阿久根市 (続き)	佐潟鼻	佐潟海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課	6.1	
	赤瀬川	赤瀬川海岸赤瀬川地区	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課	0.3	
	赤崎鼻(高之口を含む)	佐潟海岸、佐潟漁港海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課 阿久根市	6.1	
	倉津	阿久根漁港	川薩・阿久根・長島	10/14	県漁港漁場課	0.7	
	大川島(飛松含む)	高之口港海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	阿久根市	—	
	半平	牛ノ浜漁港海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	阿久根市	—	
	帆ノ木	脇本海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課	0.6	
	浜	根比海岸もしくは牟田海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課	1.0	
	牟田	牟田海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課	1.0	
	関穴浦	脇本漁港海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	阿久根市	—	
	脇本八郷	脇本海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県農地整備課	0.7	
	脇本	脇本海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課	4.5	
	中津浜	根比海岸、赤瀬川海岸	川薩・阿久根・長島	10/14	県河川課	1.9	
	黒之浜港	黒之浜港海岸	阿久根・長島	11/14	県港湾空港課	0.7	
	黒之浜	黒之浜海岸	阿久根・長島	11/14	県河川課	1.0	
	深田	黒之浜海岸	阿久根・長島	11/14	県河川課	1.0	
	大谷	黒之浜海岸もしくは脇本海岸	阿久根・長島	11/14	県河川課	—	
	竹原	黒之浜海岸もしくは西目海岸	阿久根・長島	11/14	県河川課	—	
	20 長島町	小浜	長島港海岸	阿久根・長島	11/14	県河川課	—
		小浜海岸	小浜海岸	阿久根・長島	11/14	県河川課	0.4
唐隈		唐隈港海岸	阿久根・長島	11/14	長島町	0.3	
唐隈海岸		唐隈海岸	阿久根・長島	11/14	長島町	0.3	
指江海岸		指江海岸	阿久根・長島	11/14	県港湾空港課	1.4	
指江港		指江港	阿久根・長島	11/14	県港湾空港課	0.7	
汐見		汐見漁港海岸	阿久根・長島	11/14	長島町	1.7	
汐見漁港		汐見漁港海岸	阿久根・長島	11/14	長島町	1.7	
潟海岸		汐見漁港	阿久根・長島	11/14	長島町	1.0	
城川内海岸		城川内海岸	阿久根・長島	11/14	県農地整備課	0.4	
城川内港		城川内港	阿久根・長島	11/14	長島町	0.4	
瀬戸港		瀬戸港海岸	阿久根・長島	11/14	県港湾空港課	1.3	
広野海岸		広野海岸	阿久根・長島	11/14	県農地整備課	1.0	
前浜		長島町海岸(前浜地区)	阿久根・長島	11/14	県農地整備課	0.3	
明神		明神海岸	阿久根・長島	11/14	県農地整備課	2.0	
口之福浦		口之福浦海岸	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.2	
片平		伊唐海岸片平地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.7	
伊唐北漁港		伊唐海岸琵琶ノ首地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	2.3	
伊唐港		伊唐海岸摩手浦地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.7	
伊唐海岸		伊唐海岸摩手浦地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.7	
第一摩手浦		伊唐海岸摩手浦地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.7	
第二摩手浦		伊唐海岸摩手浦地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.7	
目吹二号		伊唐海岸目吹地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	1.6	
薄井漁港		薄井漁港	長島・獅子島	1/3	県漁港漁場課	0.5	
小漣		小漣海岸	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.1	
北方崎港		北方崎港	長島・獅子島	1/3	長島町	0.5	
蔵之元漁港		蔵之元漁港	長島・獅子島	1/3	長島町	3.5	
蔵之元海岸		蔵之元海岸	長島・獅子島	1/3	県河川課	2.2	
白拍子		白拍子海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.3	
外平地区		外平海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.2	
第一蓑野地区		第一蓑野海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.3	
第一目吹		第一目吹海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.2	
第三摩手浦		第三摩手浦海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.3	
第二長瀬		第二長瀬海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.0	
第二蓑野地区		第二蓑野海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.3	
代良		代良海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.2	
田島		田島海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.2	
茅屋		茅屋海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.6	
茅屋漁港		茅屋漁港海岸	長島・獅子島	1/3	県漁港漁場課	2.2	
長次郎		長次郎崎海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.6	
長島町海岸(温之浦)		温之浦海岸	長島・獅子島、出水	1/3	県農地整備課	1.3	
成川		長島海岸成川地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.3	
長瀬		長瀬海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.2	
浜漣港		浜漣港	長島・獅子島	1/3	長島町	0.8	
薄井海岸		東海岸薄井海岸	長島・獅子島	1/3	県河川課	2.0	
水羽山		東海岸薄井地区	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.3	
折地		東海岸折地海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.1	
乳之瀬		東海岸乳之瀬地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.6	
八合		東海岸八合海岸	長島・獅子島	1/3	県河川課	0.4	
三船、三船漁港		東海岸三船地区	長島・獅子島	1/3	県河川課	2.3	
川畑	東海岸和仁浦地区	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.1		
本浦、本浦港	本浦海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	0.4		
松ヶ平	松ヶ平海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	1.0		

表 5-2 重点区域一覽 (5/10)

市町村名	海岸名		海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)
	(平成24年～令和2年)	記載名	ゾーン名	ページ番号			
20 長島町(続き)	宮之浦港	宮之浦港	長島・獅子島	1/3	県港湾空港課	0.3	
	和仁浦	和仁浦海岸	長島・獅子島	1/3	県農地整備課	1.1	
	池松	獅子島海岸弊串地区	長島・獅子島	2/3	県河川課	2.0	
	岩元	獅子島海岸弊串地区	長島・獅子島	2/3	県河川課	2.0	
	大首	獅子島海岸弊串地区	長島・獅子島	2/3	県河川課	2.0	
	片側港	片側港	長島・獅子島	2/3	県港湾空港課	0.1	
	片側海岸	片側港海岸	長島・獅子島	2/3	県港湾空港課	2.1	
	柏栗	獅子島港柏栗地区	長島・獅子島	2/3	長島町	0.0	
	葛輪漁港	葛輪漁港海岸	長島・獅子島	2/3	県漁港漁場課	1.0	
	桑の木迫	桑の木迫海岸	長島・獅子島	2/3	県農地整備課	0.1	
	御所ノ浦海岸	獅子島港御所浦地区海岸	長島・獅子島	2/3	長島町	1.2	
	白瀬港	諸浦海岸白瀬地区	長島・獅子島	2/3	県河川課	1.5	
	須舞取	獅子島海岸御所浦地区	長島・獅子島	2/3	長島町	0.2	
	外曲	獅子島海岸弊串地区	長島・獅子島	2/3	県河川課	0.1	
	竹崎	竹崎海岸	長島・獅子島	2/3	県農地整備課	0.5	
	立石	立石海岸	長島・獅子島	2/3	県河川課	0.3	
	第一田島	第一田島海岸	長島・獅子島	2/3	県農地整備課	1.5	
	第一長瀬	諸浦海岸本浦地区	長島・獅子島	2/3	県農地整備課	0.0	
	野中	野中海岸	長島・獅子島	2/3	県農地整備課	0.2	
	平野	平野海岸	長島・獅子島	2/3	県農地整備課	0.5	
	幣串海岸	獅子島海岸弊串地区	長島・獅子島	2/3	県漁港漁場課	2.0	
	諸浦島海岸	諸浦海岸	長島・獅子島	2/3	県河川課	2.0	
	湯ノ口海岸	獅子島港湯ノ口地区海岸	長島・獅子島	2/3	長島町	2.3	
	市来崎海岸	東海岸松ヶ迫地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	3.0	
	梅ノ木山海岸	東海岸梅ノ木山地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.7	
	椋谷	長島町海岸(椋谷地区)	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	0.6	
	鍛冶屋越	鍛冶屋越海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	0.3	
	加世堂海岸	加世堂地区海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県港湾空港課	2.4	
	加世堂港	加世堂地区海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県港湾空港課	2.4	
	観音漁港	東海岸観音地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.6	
	沢津	沢津海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	0.2	
	塩迫海岸	脇崎地区海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県港湾空港課	0.9	
	第一大島	第一大島海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	0.4	
	第一中迫	第一中迫海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	0.2	
	第二大島	第二大島海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	0.3	
	中迫	中迫海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	0.4	
	火ノ浦海岸	東海岸火ノ浦地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.5	
	松ヶ迫	東海岸松ヶ迫地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	3.0	
	牧海岸	東海岸観音地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.6	
	脇崎海岸	脇崎地区海岸	長島・獅子島、出水	3/3	長島町	0.9	
大島漁港	大島漁港	長島・獅子島、出水	3/3	県漁港漁場課	0.4		
21 出水市	下知識	出水海岸下知識地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	3.2	
	桂島	桂島海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.9	
	桂島漁港	桂島漁港	長島・獅子島、出水	3/3	出水市	0.0	
	出水干拓	出水干拓海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	13.6	
	出水海岸	出水干拓海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	13.6	
	出水海岸(西工区)	出水干拓海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	13.6	
	出水海岸(東海岸)	出水干拓海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	13.6	
	昭和干拓	出水干拓海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県農地整備課	13.6	
	前田	前田海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	0.3	
	米之津港	米之津港	長島・獅子島、出水	3/3	県港湾空港課	0.6	
	辺田	辺田海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	5.7	
	名護漁港	名護漁港海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県漁港漁場課	2.1	
	野口漁港	野口漁港	長島・獅子島、出水	3/3	出水市	0.0	
	櫓木	出水海岸櫓木地区	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	1.9	
	蕨島	蕨島海岸	長島・獅子島、出水	3/3	県河川課	1.8	
	22 三島村	城之前漁港	城之前漁港	三島・十島	7/39	長島町	0.4
坂本温泉		硫黄島海岸	三島・十島	1/39	県港湾空港課	0.1	
硫黄島港内、硫黄島港(長瀬浦)		硫黄島港①、硫黄島港海岸③	三島・十島	1/39	県河川課	17.4	
黒島(大里港)		大里港、黒島海岸	三島・十島	2/39	県河川課	5.0	
長瀬浦(硫黄島) 大里港(黒島)		大里港、黒島海岸	三島・十島	2/39	三島村	0.4	
竹島港	竹島港	三島・十島	2/39	三島村	0.5		
23 十島村	赤瀬	口之島海岸	三島・十島	3/39	十島村	18.1	
	岩屋口	口之島海岸	三島・十島	3/39	十島村	18.1	
	口之島海岸	口之島海岸	三島・十島	3/39	十島村	18.1	
	戸尻	口之島海岸	三島・十島	3/39	十島村	18.1	
	平瀬	平瀬海岸	三島・十島	3/39	県河川課	0.2	
	丸瀬	一般公共海岸(丸瀬・平瀬地区)	三島・十島	3/39	県河川課	0.9	
	ケブシ	中之島港	三島・十島	4/39	十島村	1.5	

表 5-2 重点区域一覽 (6/10)

市町村名	海岸名 (平成24年～令和2年)	海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)	
		記載名	ゾーン名	ページ番号			
23 十島村(続き)	中之島海岸	中之島海岸	三島・十島	4/39	十島村	1.5	
	中之島港	中之島港	三島・十島	4/39	十島村	0.8	
	七ツ山	七ツ山港	三島・十島	4/39	十島村	0.3	
	七ツ山港	七ツ山港	三島・十島	4/39	十島村	0.3	
	寄木	中之島海岸	三島・十島	4/39	十島村	16.0	
	悪石島	悪石島海岸	三島・十島	5/39	県河川課	12.0	
	悪石島海岸	悪石島海岸	三島・十島	5/39	県河川課	12.0	
	切石	切石港	三島・十島	5/39	十島村	0.6	
	切石港	切石港	三島・十島	5/39	十島村	0.6	
	潮見崎	一般公共海岸(潮見崎地区)	三島・十島	5/39	県河川課	—	
	諏訪之瀬島海岸	諏訪之瀬海岸	三島・十島	5/39	県河川課	3.0	
	荷積	悪石島海岸	三島・十島	5/39	県河川課	12.0	
	元浦	元浦港	三島・十島	5/39	十島村	0.2	
	元浦港	元浦港	三島・十島	5/39	十島村	0.2	
	やすら浜	やすら浜港	三島・十島	5/39	十島村	0.7	
	やすら浜港	やすら浜港	三島・十島	5/39	十島村	0.5	
	東之浜	東之浜港	三島・十島	6/39	十島村	0.4	
	東之浜港	東之浜港	三島・十島	6/39	十島村	0.4	
	平島海岸	平島海岸	三島・十島	6/39	県河川課	1.0	
	前之浜	前之浜港	三島・十島	6/39	十島村	—	
	南之浜	南之浜港	三島・十島	6/39	十島村	0.6	
	南之浜港	南之浜港	三島・十島	6/39	十島村	0.2	
	大間	一般公共海岸(大間地区)	三島・十島	7/39	県河川課	—	
	小宝島港	小宝島港	三島・十島	7/39	十島村	0.6	
	小宝島海岸	小宝島海岸	三島・十島	7/39	県河川課	2.0	
	宝島海岸	宝島海岸	三島・十島	7/39	県河川課	3.0	
	宝島港	宝島港	三島・十島	7/39	十島村	0.6	
	前籠	前籠漁港	三島・十島	7/39	県河川課	0.1	
	24 西之表市	伊関・沖ヶ浜田海岸	伊関港	種子島	8/39	西之表市	0.7
		浦田海岸・浦田海水浴場	浦田海岸	種子島	8/39	県河川課 県漁港漁場課	6.1
		浦田漁港海岸	浦田漁港	種子島	8/39	県漁港漁場課	3.5
小浜海岸		小浜海岸	種子島	8/39	県河川課	1.3	
久保田		久保田海岸	種子島	8/39	県河川課	1.6	
喜志鹿崎海岸		浦田海岸・久保田海岸	種子島	8/39	県河川課	1.6	
安納海岸		安納海岸	種子島	9/39	県河川課	0.5	
大崎海岸		大崎海岸	種子島	9/39	県河川課	0.2	
庄司浦海岸		庄司浦海岸	種子島	9/39	県河川課	2.0	
庄司浦漁港海岸		庄司浦漁港海岸	種子島	9/39	県漁港漁場課	1.2	
西之表港		西之表港	種子島	9/39	県港湾空港課	8.0	
箱崎海岸		西之表港海岸・上石寺海岸	種子島	9/39、16/39	県河川課	3.0	
洲之崎海岸		花里海岸	種子島	9/39	県河川課	3.3	
浅川海岸		浅川海岸	種子島	10/39	県河川課	1.8	
田之脇港		田之脇港海岸	種子島	10/39	県港湾空港課	1.5	
田之脇		田之脇海岸	種子島	10/39	県河川課	1.6	
立山海岸		立山海岸	種子島	10/39	県河川課	2.0	
鉄浜海岸		鉄浜海岸	種子島	10/39	県河川課	0.0	
大野海岸		安城海岸	種子島	10/39	県河川課	4.1	
立山港		立山港海岸	種子島	11/39	西之表市	1.2	
深川海岸		深川海岸	種子島	15/39	県河川課	0.7	
熊野漁港海岸		熊野海岸	種子島	16/39	県漁港漁場課	2.2	
熊野漁港海岸		熊野漁港海岸	種子島	12/39	県漁港漁場課	2.2	
熊野(一般公共海岸)		熊野海岸	種子島	16/39	県河川課	0.3	
住吉海岸		住吉海岸	種子島	16/39	県河川課	4.5	
住吉漁港海岸		住吉漁港海岸	種子島	16/39	県漁港漁場課	1.7	
能野海岸		能野海岸	種子島	16/39	県河川課	1.2	
石寺海岸		上石寺海岸	種子島	16/39	県河川課	0.6	
25 中種子町		犬城海岸	犬城海岸	種子島	11/39	県河川課	0.8
		戸畑・向井町海岸	増田海岸	種子島	11/39	県河川課	1.9
		増田海岸	増田港	種子島	11/39	中種子町	0.8
	大平	増田海岸～中山海岸	種子島	11/39、12/39	県河川課	—	
	熊野	熊野海岸	種子島	12/39	県河川課	0.3	
	熊野漁港	熊野漁港	種子島	12/39	県漁港漁場課	0.3	
	乗浜海岸	乗浜海岸	種子島	12/39	県河川課	2.6	
	油久	女州海岸～乗浜海岸	種子島	12/39	県河川課	—	
	竹屋野海岸	女州海岸～中山海岸	種子島	12/39	県河川課	—	
	中山海岸	中山海岸	種子島	12/39	県河川課	0.4	
	梶瀉	梶瀉海岸	種子島	14/39	県河川課	0.4	
	坂井	坂井海岸	種子島	15/39	県河川課	0.5	
	長浜海岸	長浜海岸	種子島	15/39	県河川課	0.7	
	浜津脇	浜津脇海岸	種子島	15/39	県河川課	1.3	
	浜津脇港	浜津脇港海岸	種子島	15/39	県港湾空港課	1.4	
	牧川	牧川海岸	種子島	15/39	県河川課	2.3	

表 5-2 重点区域一覧 (7/10)

市町村名	海岸名 (平成24年～令和2年)	海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)	
		記載名	ゾーン名	ページ番号			
26 南種子町	浜田	浜田海岸	種子島	12/39	県河川課	1.5	
	一陣海岸	松原海岸	種子島	13/39	県河川課	1.0	
	砂坂海岸	砂坂海岸	種子島	13/39	県河川課	1.9	
	砂坂海岸	砂坂海岸	種子島	13/39	県河川課	1.9	
	竹崎海岸	竹崎海岸	種子島	13/39	県河川課	0.5	
	立石海岸	立石海岸	種子島	13/39	県河川課	0.5	
	野尻田尻海岸	田尻海岸	種子島	13/39	南種子町	1.0	
	広田	広田海岸	種子島	13/39	県河川課	2.2	
	松原	松原海岸	種子島	13/39	県河川課	3.0	
	古川海岸	島間海岸	種子島	14/39	県河川課	0.5	
	西之	西之海岸	種子島	14/39	県河川課	0.2	
	大川海岸	大川海岸	種子島	14/39	県河川課	3.0	
	中之上	中之上海岸	種子島	14/39	県河川課	0.1	
	島間	島間海岸	種子島	14/39	県河川課	0.5	
	島間(一般公共海岸)	島間海岸	種子島	14/39	県河川課	0.5	
	島間港	島間港	種子島	14/39	県港湾空港課	0.9	
	田尾	田尾海岸	種子島	14/39	県河川課	3.3	
	灯台下海岸	田尾海岸	種子島	14/39	県河川課	0.4	
	前之浜	一般公共海岸(前之浜地区)	種子島	13/39	県河川課	—	
	27 屋久島町	いなか浜	永田いなか浜海岸	屋久島	17/39	県河川課	2.7
大浦海岸		一湊漁港海岸	屋久島	17/39	県漁港漁場課	5.5	
元浦海岸		一湊漁港海岸	屋久島	17/39	県漁港漁場課	0.3	
志戸子海岸		志戸子海岸	屋久島	17/39	県河川課	0.4	
志戸子漁港		志戸子漁港	屋久島	17/39	屋久島町	0.6	
吉田海岸		吉田漁港海岸	屋久島	17/39	屋久島町	0.0	
大浦海岸		一湊漁港海岸	屋久島	17/39	県漁港漁場課	0.3	
矢筈嶽神社前海岸		一湊漁港海岸	屋久島	17/39	県漁港漁場課	0.3	
元浦港		一湊漁港海岸	屋久島	17/39	県漁港漁場課	0.3	
永田前浜		永田港海岸	屋久島	17/39	県漁港漁場課	0.6	
小瀬田海岸		小瀬田海岸	屋久島	18/39	県河川課	1.4	
楠川海岸		楠川海岸	屋久島	18/39	県河川課	1.3	
平和町海岸		平和町海岸	屋久島	18/39	県港湾空港課	0.3	
宮之浦港、宮之浦塚崎海岸		泊川・宮之浦港海岸	屋久島	18/39	県河川課 県港湾空港課	4.5	
春田浜海岸		春田浜海岸	屋久島	19/39	県河川課	0.8	
安房・松峯海岸		松峯・安房海岸	屋久島	19/39	県河川課	4.0	
田代浜海岸		永久保海岸	屋久島	19/39	県河川課	0.5	
大川・栗生塚崎海岸		大川・栗生海岸	屋久島	21/39	県河川課	4.5	
栗生漁港		栗生漁港海岸	屋久島	21/39	屋久島町	1.3	
栗生港		栗生港海岸	屋久島	21/39	県港湾空港課	0.4	
中間海岸		中間海岸	屋久島	21/39	県河川課	0.5	
岩屋泊海岸		岩屋泊海岸	屋久島	23/39	屋久島町	0.3	
西之湯海岸、美浦海岸		西之湯海岸、美浦海岸	屋久島	23/39	屋久島町	0.3	
田代海岸		折崎・寝待海岸	屋久島	23/39	県河川課	5.8	
口永良部漁港		口永良部漁港海岸	屋久島	23/39	県漁港漁場課	3.0	
口永良島・前浜		高崎・本村海岸	屋久島	23/39	県河川課	2.1	
湯向海岸		湯向港海岸	屋久島	23/39	屋久島町	0.2	
寝待・湯向		寝待・湯向海岸	屋久島	23/39	県河川課	2.6	
28 奄美市		辺留地区海岸	辺留海岸、金久海岸、城前田海岸、大笠利港海岸	奄美	24/39	県河川課	1.4
		用地区海岸	用海岸、佐仁～用海岸	奄美	24/39	県河川課	0.9
		一屯地区海岸	一屯海岸	奄美	25/39	県河川課	0.3
		喜瀬地区海岸	喜瀬海岸	奄美	25/39	県河川課	1.5
		節田地区海岸	和野～節田海岸、節田海岸	奄美	25/39	県河川課	0.8
	打田原・崎原海岸	前肥田～喜瀬海岸、赤木名海岸、赤木名～前肥田海岸、屋仁～赤木名海岸、屋仁港海岸、楠野～屋仁海岸、楠野海岸、佐仁～楠野海岸、佐仁海岸	奄美	24/39、25/39	県河川課	—	
	土浜地区海岸	節田～土浜海岸、土浜海岸	奄美	25/39	県河川課	2.1	
	土盛海岸	あやまる海岸、崎原海岸、崎原～宇宿海岸、宇宿漁港海岸	奄美	25/39	県河川課	—	
	用安地区海岸	用安海岸	奄美	25/39	県河川課	1.9	
	和野地区海岸	和野海岸	奄美	25/39	県河川課	1.2	
	古見方地区海岸	小湊海岸、小湊漁港海岸、戸口～小湊海岸	奄美	26/39	県河川課	—	
	住用地区海岸	山間港海岸(山間、戸玉)、小和瀬～山間海岸	奄美	27/39	県河川課	—	
	東城地区海岸	和瀬海岸、和瀬漁港海岸、小和瀬海岸、城海岸、小和瀬～山間海岸	奄美	27/39	県河川課	—	
	山間港	山間港	奄美	27/39	奄美市	9.5	
	市地区海岸	山間港海岸(市地区)、市～青久海岸	奄美	27/39 28/39	奄美市 県河川課	—	

表 5-2 重点区域一覽 (8/10)

市町村名	海岸名 (平成24年～令和2年)	海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)	
		記載名	ゾーン名	ページ番号			
28 奄美市(続き)	朝仁地区海岸	朝仁海岸, 朝仁～小宿海岸, 小宿海岸	奄美	34/39	県河川課	0.6	
	大浜海浜公園	小宿～知名瀬海岸	奄美	34/39	県河川課	4.0	
	大熊漁港	大熊漁港海岸	奄美	34/39	県漁港漁場課	1.3	
	芦花部地区海岸	芦花部海岸, 有良海岸, 芦花部～有良海岸	奄美	34/39	県農地整備課 県河川課	0.9	
	名瀬地区海岸	名瀬港海岸(佐大熊地区, 小浜地区長浜地区), 大熊漁港海岸	奄美	34/39	県港湾空港課	—	
	根瀬部地区海岸	根瀬部海岸	奄美	34/39	県河川課	0.6	
29 龍郷町	秋名海岸	秋名海岸	奄美	25/39	県河川課	0.6	
	赤尾木海岸	一屯～西原海岸	奄美	25/39	県河川課	8.7	
	龍郷海岸	龍郷海岸	奄美	25/39	県河川課	0.1	
	嘉渡海岸	嘉渡海岸	奄美	25/39	県河川課	1.9	
	戸口海岸	戸口海岸	奄美	25/39	県河川課	0.2	
	円海岸	円海岸	奄美	25/39	県河川課	0.4	
	安木屋場海岸	安木屋場漁港海岸	奄美	25/39	龍郷町	1.4	
	手広海岸	用安～戸口海岸	奄美	25/39	県河川課	5.0	
	30 瀬戸内町	阿木名	阿木名地区海岸	奄美	28/39	県河川課	1.0
		網野子	網野子海岸	奄美	28/39	県河川課	0.4
伊目		伊目海岸	奄美	29/39	県河川課	0.2	
勝浦		勝浦海岸	奄美	28/39	県河川課	0.5	
蘇刈海岸		蘇刈海岸	奄美	28/39	瀬戸内町	0.5	
野見山		野見山海岸	奄美	28/39	県河川課	0.5	
古仁屋漁港		古仁屋漁港	奄美	28/39	県漁港漁場課	0.0	
古仁屋港		古仁屋港海岸	奄美	28/39	県港湾空港課	—	
管鈍		管鈍海岸	奄美	29/39	県河川課	0.2	
薩川		薩川海岸	奄美	29/39	県河川課	0.6	
知之浦		知之浦海岸	奄美	29/39	県河川課	0.4	
於齊		於齊海岸	奄美	30/39	県河川課	0.3	
花富		花富海岸	奄美	30/39	県河川課	0.6	
与路島海岸外		与路地区海岸	奄美	31/39	県河川課	14.2	
31 宇検村		芦検漁港海岸	芦検漁港	奄美	32/39	宇検村	0.0
		芦検地区海岸	芦検地区海岸	奄美	32/39	県河川課	3.7
		阿室地区海岸	阿室地区海岸	奄美	32/39	県河川課	0.9
		宇検漁港海岸	宇検漁港	奄美	32/39	宇検村	0.0
	宇検地区海岸	宇検地区海岸	奄美	32/39	県河川課	0.6	
	船越海岸	宇検地区海岸	奄美	32/39	県河川課	0.6	
	伊平登利海岸	枝手久地区海岸	奄美	32/39	県河川課	9.5	
	荒川海岸	枝手久地区海岸	奄美	32/39	県河川課	9.5	
	佐田里海岸	枝手久地区海岸	奄美	32/39	県河川課	9.5	
	佐念地区海岸	佐念地区海岸	奄美	32/39	県河川課	1.8	
	生勝地区海岸	生勝地区海岸	奄美	32/39	県河川課	0.8	
	須古地区海岸	須古地区海岸	奄美	32/39	県河川課	2.2	
	夕エン地区海岸	夕エン海岸	奄美	32/39	県農地整備課	0.7	
	桁蔵地区海岸	桁蔵海岸	奄美	32/39	県農地整備課	0.4	
	田検地区海岸	田検地区海岸	奄美	32/39	県河川課	1.5	
	名柄港海岸	名柄港海岸	奄美	32/39	宇検村	3.1	
	名柄地区海岸	名柄地区海岸	奄美	32/39	県河川課	1.5	
	外浜海岸	屋鈍地区海岸	奄美	32/39	県河川課	5.8	
	久志地区海岸	久志地区海岸	奄美	32/39	県河川課	1.5	
	平田漁港海岸	平田漁港海岸	奄美	32/39	宇検村	—	
	平田地区海岸	平田漁港海岸	奄美	32/39	県河川課	—	
	部連地区海岸	部連地区海岸	奄美	32/39	県河川課	2.9	
	屋鈍地区海岸	屋鈍地区海岸	奄美	32/39	県河川課	5.8	
	湯湾港海岸	湯湾港海岸	奄美	32/39	宇検村	2.6	
	32 大和村	今里地区海岸	今里漁港海岸	奄美	33/39	大和村	1.1
		大金久地区海岸	大金久海岸	奄美	33/39	県河川課	0.4
戸円地区海岸		大金久～ヒエン浜海岸	奄美	33/39	県河川課	3.3	
大棚地区海岸		大棚港	奄美	33/39	大和村	0.9	
国直地区海岸		思勝港(国直)	奄美	33/39	大和村	1.1	
志戸勘地区海岸		志戸勘海岸	奄美	33/39	県河川課	0.7	
津名久地区海岸		湯湾釜～津名久海岸	奄美	33/39	県河川課	0.9	
徳浜地区海岸		徳浜地区海岸	奄美	33/39	県河川課	9.0	
名音地区海岸		名音漁港海岸	奄美	33/39	大和村	0.5	
ヒエン浜地区海岸		ヒエン海岸	奄美	33/39	県農地整備課	0.9	
大和浜地区海岸		思勝港(大和浜)	奄美	33/39	大和村	0.4	
毛障地区海岸		大和浜～大棚海岸	奄美	33/39	県河川課	4.1	
湯湾釜地区海岸		湯湾釜海岸	奄美	33/39	県河川課	0.5	
思勝地区海岸		思勝海岸(大和浜)	奄美	34/39	大和村	0.4	

表 5-2 重点区域一覽 (9/10)

市町村名	海岸名 (平成24年～令和2年)	海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)	
		記載名	ゾーン名	ページ番号			
33 喜界町	赤連	赤連海岸	奄美	35/39	県河川課	0.8	
	阿伝	阿伝地区海岸阿伝地区	奄美	35/39	県河川課	0.5	
	荒木漁港	荒木漁港	奄美	35/39	喜界町	0.5	
	荒木南山地区海岸	喜界町荒木南山地区	奄美	35/39	県農地整備課	0.5	
	荒木～手久津久	荒木～手久津久海岸	奄美	35/39	県河川課	2.0	
	池治	喜界町池治海岸	奄美	35/39	県河川課	0.7	
	伊実久	伊実久地区海岸伊実久地区	奄美	35/39	県農地整備課	2.4	
	伊砂	伊砂地区海岸伊砂地区	奄美	35/39	県河川課	1.5	
	伊実久～伊砂	伊実久～伊砂海岸	奄美	35/39	県河川課	0.1	
	上嘉鉄～浦原	上嘉鉄～浦原海岸	奄美	35/39	県河川課	1.2	
	上嘉鉄・喜界島港上嘉鉄地区	喜界町上嘉鉄地区	奄美	35/39	県農地整備課	0.2	
	浦原マテ	喜界町浦原マテ地区	奄美	35/39	県農地整備課	1.0	
	小野津漁港	小野津漁港	奄美	35/39	喜界町	0.8	
	嘉純下荒原	喜界町嘉純下荒原地区	奄美	35/39	県農地整備課	0.5	
	嘉純隠田	喜界町嘉純隠田地区	奄美	35/39	県農地整備課	1.5	
	喜界島港海岸手久津久海岸	喜界島港海岸手久津久地区	奄美	35/39	喜界町	1.2	
	喜界島港浦原地区	喜界島港海岸浦原地区	奄美	35/39	喜界町	2.6	
	湾港海岸	湾港海岸	奄美	35/39	県港湾空港課	1.6	
	坂嶺～池治	坂嶺～池治海岸	奄美	35/39	県河川課	2.7	
	佐手久	佐手久地区海岸佐手久地区	奄美	35/39	県農地整備課	0.9	
	佐手下茂	喜界町佐手下茂地区	奄美	35/39	県農地整備課	0.7	
	塩道	塩道地区海岸塩道地区	奄美	35/39	県農地整備課	0.4	
	志戸桶	喜界町志戸桶地区	奄美	35/39	県河川課	5.0	
	志戸桶海岸	喜界町志戸桶地区	奄美	35/39	県河川課	5.0	
	白水	白水地区海岸白水地区	奄美	35/39	県農地整備課	0.3	
	手久津久～上嘉鉄	手久津久～上嘉鉄海岸	奄美	35/39	県河川課	2.0	
	中里海岸	中里地区海岸中里地区	奄美	35/39	県河川課	0.1	
	花良治オフミヤ・喜界島花良治	喜界町花良治オフミヤ地区	奄美	35/39	県農地整備課	2.0	
	早町漁港	早町漁港海岸	奄美	35/39	県港湾漁場課	2.3	
	湾～中里	湾～中里海岸	奄美	35/39	県河川課	1.2	
	井之川海岸	井之川海岸	奄美	36/39	県河川課	1.5	
	34 徳之島町	一般公共海岸(神嶺浜)	井之川～徳和瀬海岸	奄美	36/39	県河川課	3.0
		金見海岸	金見海岸	奄美	36/39	県河川課	3.2
下久志海岸		下久志海岸	奄美	36/39	県河川課	1.6	
手々海岸		手々海岸	奄美	36/39	県河川課	1.5	
花徳海岸		花徳海岸	奄美	36/39	県河川課	1.2	
花徳浜		花徳海岸	奄美	36/39	県河川課	1.2	
一般公共海岸(里久浜)		花徳～花時名海岸	奄美	36/39	県河川課	0.6	
母間海岸		母間港海岸	奄美	36/39	県河川課	1.5	
山海岸		金見～山海岸	奄美	36/39	県河川課	3.2	
山海岸①		金見～山海岸	奄美	36/39	県河川課	3.2	
山海岸②		金見～山海岸	奄美	36/39	県河川課	3.2	
山海岸③		金見～山海岸	奄美	36/39	県河川課	3.2	
亀津海岸		亀津地区海岸	奄美	37/39	県河川課	1.2	
亀津南原		亀津南風	奄美	37/39	県河川課	1.1	
亀徳海岸		亀徳海岸	奄美	37/39	県港湾空港課	2.5	
南原海岸		南原海岸	奄美	37/39	県河川課	—	
南原海岸①		南原海岸	奄美	37/39	県河川課	—	
南原海岸②		南原海岸	奄美	37/39	県河川課	—	
亀徳港海岸		亀徳港海岸・平土野港海岸	奄美	37/39・36/39	県港湾空港課	—	
秋利神海岸		秋利神地区海岸	奄美	37/39	県河川課	0.3	
35 天城町	千間海岸	千間海岸	奄美	36/39	県農地整備課	0.5	
	平土野港	平土野港	奄美	36/39	県港湾空港課	1.8	
	平土野港海岸	平土野港海岸	奄美	36/39	県港湾空港課	0.6	
	松原海岸	松原海岸	奄美	36/39	県農地整備課	0.8	
	松原漁港海岸	松原漁港	奄美	36/39	天城町	0.7	
	松原漁港	松原漁港	奄美	36/39	県港湾漁場課	0.7	
	与名間海岸	与名間海岸	奄美	36/39	県河川課	—	
36 伊仙町	小原海岸	秋利神～千間海岸	奄美	37/39	県河川課	2.2	
	阿権浜、阿権海岸	阿権浜海岸	奄美	37/39	県河川課	1.4	
	伊仙海岸(花津川・総原)	面縄～瀬田海海岸	奄美	37/39	県河川課	5.0	
	伊仙海岸(総原・花津川)	面縄～瀬田海海岸	奄美	37/39	県河川課	5.0	

表 5-2 重点区域一覧 (10/10)

市町村名	海岸名 (平成24年～令和2年)	海岸現状調査表			海岸管理者等	海岸延長(km)	
		記載名	ゾーン名	ページ番号			
36 伊仙町(続き)	検福海岸	面縄～瀬田海海岸	奄美	37/39	県河川課	5.0	
	総原海岸	面縄～瀬田海海岸	奄美	37/39	県河川課	5.0	
	面縄海岸	面縄港海岸	奄美	37/39	伊仙町	1.1	
	古里・面縄、伊仙海岸 (花津川・総原)	面縄港海岸	奄美	37/39	伊仙町	1.1	
	喜念海岸	喜念浜海岸	奄美	37/39	県河川課	1.4	
	喜念濱海岸	喜念浜海岸	奄美	37/39	県河川課	1.4	
	佐弁海岸	喜念～面縄海岸	奄美	37/39	県河川課	2.6	
	目手久シンバル、目手 久海岸	喜念～面縄海岸	奄美	37/39	県河川課	2.6	
	鹿浦海岸	鹿浦港海岸	奄美	37/39	伊仙町	1.1	
	瀬田海海岸	瀬田海地区海岸	奄美	37/39	県河川課	0.2	
	前泊海岸	前泊漁港	奄美	37/39	伊仙町	0.5	
	大田布海岸	前泊～秋利神海岸	奄美	37/39	県河川課	8.5	
	崎原海岸	前泊～秋利神海岸	奄美	37/39	県河川課	8.5	
	宮戸原海岸	前泊～秋利神海岸	奄美	37/39	県河川課	8.5	
	本川海岸	南風～喜念海岸	奄美	37/39	県河川課	1.4	
	37 和泊町	伊延の浜	伊延港海岸	奄美	38/39	和泊町	1.9
		内喜名	内喜名漁港海岸	奄美	38/39	和泊町	0.7
		笠石海岸	笠石海岸	奄美	38/39	県河川課	1.0
		国頭海岸	国頭海岸(太平洋)	奄美	38/39	県河川課	3.0
		国頭北海岸	国頭海岸(東シナ海)	奄美	38/39	県河川課	4.3
汐瀬		汐瀬海岸	奄美	38/39	県河川課	0.7	
半崎の浜		瀬名海岸	奄美	38/39	県河川課	2.3	
出花の浜		出花海岸	奄美	38/39	県河川課	1.8	
西原海岸		西原海岸	奄美	38/39	県河川課	1.0	
ワンジョ		根折海岸	奄美	38/39	県河川課	1.7	
美瀬		美瀬海岸	奄美	38/39	県河川課	0.3	
与和の浜		与和浜海岸	奄美	38/39	県河川課	0.3	
和泊		和泊港海岸	奄美	38/39	県港湾空港課	3.7	
長浜		和泊港海岸	奄美	38/39	県港湾空港課	0.3	
38 知名町	沖泊	沖泊海岸	奄美	38/39	県河川課	0.6	
	知名漁港	知名漁港海岸	奄美	38/39	県漁港漁場課	5.0	
	屋子母	屋子母海岸	奄美	38/39	県河川課	1.9	
39 与論町	アガサ	茶花漁港海岸	奄美	39/39	与論町	0.3	
	コースタル	コースタル海岸	奄美	39/39	県港湾空港課	0.3	
	兼母	兼母海岸	奄美	39/39	県河川課	0.7	
	フバマ	フバマ海岸	奄美	39/39	県河川課	0.1	
	ウブラ	ウブラ海岸	奄美	39/39	県河川課	0.2	
	トゥイシ	トゥイシ海岸	奄美	39/39	県河川課	0.4	
	マンマ	マンマ海岸	奄美	39/39	県河川課	0.2	
	ハキビナ	ハキビナ海岸	奄美	39/39	県農地整備課	0.7	
	シゴ	シゴ海岸	奄美	39/39	県河川課	0.0	
	前浜	前浜海岸	奄美	39/39	県河川課	0.3	
	ワタンジ	ワタンジ海岸	奄美	39/39	県河川課	0.3	
	赤崎	赤崎海岸	奄美	39/39	県河川課	0.4	
	シーラ	シーラ海岸	奄美	39/39	県河川課	0.1	
	大金久(クズレ含む)	大金久海岸(クズレ海岸含む)	奄美	39/39	県農地整備課	1.9	
	皆田	皆田海岸	奄美	39/39	与論町	0.2	
	黒花	黒花海岸	奄美	39/39	県河川課	0.3	
	寺崎	寺崎海岸	奄美	39/39	県河川課	0.4	
	宇勝	宇勝海岸	奄美	39/39	県河川課	0.2	
	品覇	品覇海岸	奄美	39/39	県河川課	0.5	
	ウドノス	ウドノス海岸	奄美	39/39	県河川課	0.2	

## (2) 海岸漂着物等の処理に関する事項

### 【課題】

海岸漂着物等の回収作業は、海岸管理者等や海岸を有する地域の自治体だけではなく、民間団体等や漁業・観光関係者、企業などの参加により行われている。

海岸漂着物等の円滑な回収・処理を図るためには、地域において海岸清掃事業を適切かつ効果的に実施するため、漂着の状況と地域の特性を踏まえた効率的かつ効果的な回収・搬出・処分方法の確立や、関係者の連携・協力体制の整備が必要である。

### ア. 海岸漂着物等の処理の責任（主体）

海岸漂着物等の処理の責任等は、一義的には海岸管理者等にあり、市町村は、必要に応じ海岸管理者等に協力する。

また、県は、海岸管理者等に対し海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的な助言その他の援助を行う。

（海岸漂着物処理推進法第17条 参照）

なお、海岸管理者とは、次の者を指す。

#### \* 海岸管理者等

海岸管理者等とは、「海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であって、その権限に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者」をいう（海岸漂着物処理推進法第2条第4項 参照）。

海岸は、海岸保全区域、港湾区域、漁港区域、農地海岸などの特別に指定された区域と、それ以外の一般公共海岸区域があり、その管理は、知事又は市町村長が行う。

### イ. 海岸漂着物等の回収の時期・頻度

海岸漂着物等は、冬季の季節風や降雨の後などに大量に漂着する可能性があることが分かっている。漂着量が多い時期の直後に海岸漂着物等の処理を行うことは、その後の海岸の清潔が保たれる期間が長くなり、より効果的な対策と考えられる。

海岸管理者等は、重点区域における効果的な海岸清掃の実施時期、頻度について以下のケースを基本に関係市町村、漁業・観光関係者、民間団体等の意見を参考に検討することが望まれる。

- ・ ウミガメの産卵時期前（5月頃）
- ・ 海岸利用状況等（海開き（7月頃）・海水浴や漁業の時期等）
- ・ 台風時期の後（11月頃）
- ・ 廃ポリタンクの漂着（2月頃）

ウ. 海岸漂着物等の回収・搬出，収集，運搬及び処分

海岸管理者等は，「海岸清掃事業マニュアル」（平成23年3月 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）などを利用して海岸漂着物等の回収等を計画的に実施する。

海岸漂着物等の回収から処分に関する作業の流れについて，図5-2に示す。

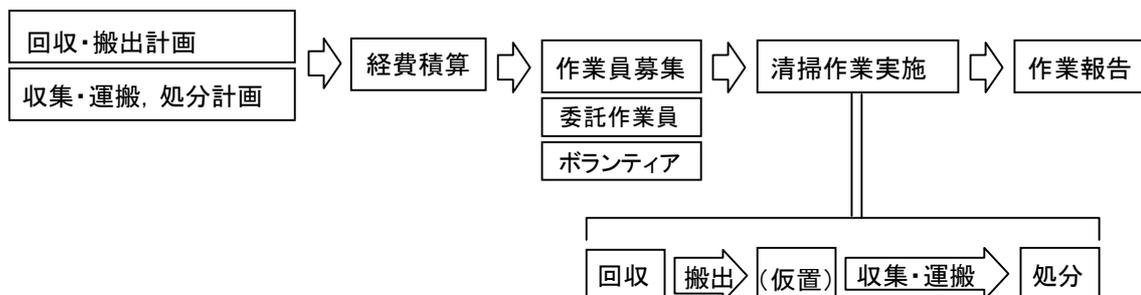
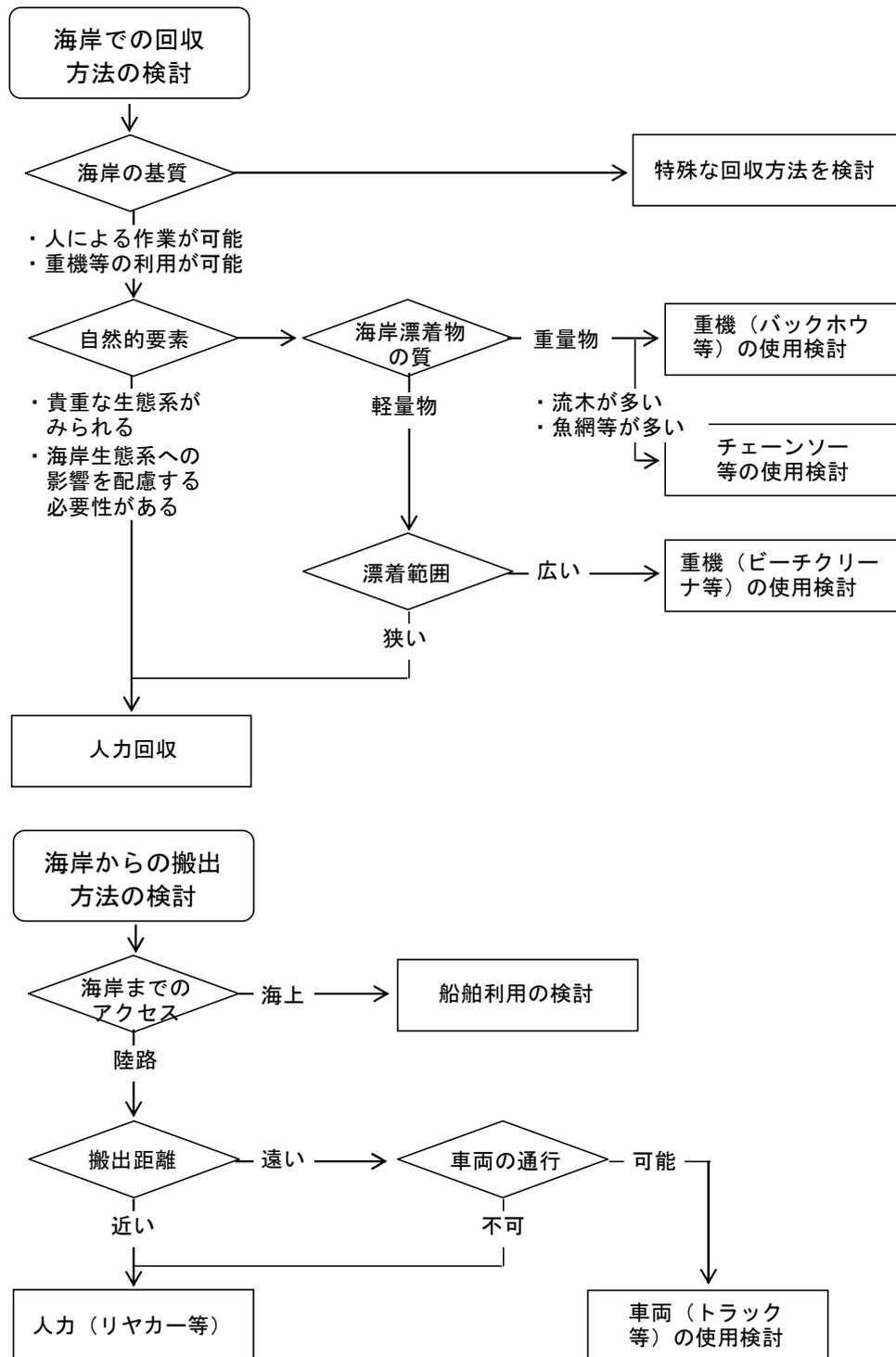


図 5-2 海岸漂着物等の処理に関するフロー

海岸特性による回収・搬出方法の考え方としては、図5-3のような例があげられる。



出典：海岸清掃事業マニュアル（平成23年3月環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）改変

図 5-3 回収・搬出方法の考え方（例）

また、海岸漂着物等の回収にあつては、ウミガメの産卵場所等もあることから海岸生態系へ与える影響について十分配慮しなければならない。

なお、海岸漂着物等の回収物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づいて適正に収集・運搬、処分を行う。処分に当たっては、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に規定する基本原則（3R）に基づき、環境への負荷の低減に配慮し、可能な限り再使用や再生利用、熱回収するなど循環的利用が優先されるように努める。

#### エ. 安全作業に関する配慮事項

海岸清掃作業には、民間団体等の参加及び重機等の使用や危険物の回収等も想定されることから、安全管理を徹底することとする。

安全作業に関する配慮事項としては、事前の周知、安全管理体制の整備、危険物への対応などが考えられる（詳細は、「海岸事業清掃マニュアル」（平成23年3月 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）参照）。

#### オ. 離島など処理の困難な区域における対策

離島や、陸域からの立ち入りが困難な海岸等、区域内での処理に困難を伴う場所について、海岸管理者等は、関連者等と相互に協力し安全性を十分に確保した上で処理を進める。

また、離島地域では、海岸清掃活動の主体が限られており、さらに回収した海岸漂着物等の海上運搬などの問題があることに配慮する必要がある。このため、県は、離島地域について、地域の実情を踏まえた焼却施設の整備を促進する。

### (3) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

#### 【課題】

本県は黒潮上流域に位置するため、本県よりも上流部の周辺国を起源とするごみの漂着が多くみられる。しかし逆の立場からみれば、本県から流出したものは全国に漂着することが予想されることから、十分な発生抑制を行う責任がある。

海岸漂着物等は、ほとんどが陸域で発生したものであり、河川を通じて海へ流れ出し海流や風により運ばれたものが、広く海岸に漂着している。また、陸域で発生した海岸漂着物等には、生活に伴って発生したごみ等が多く含まれている。

このため、海岸漂着物等の問題の解決を図るには、海岸を有する地域のみならず陸域を含めたすべての地域において、海岸漂着物等の発生の実態を把握し、不法投棄及び水域等への流出・飛散の防止などを図ることにより、海岸漂着物等となり得るごみ等の削減に努めることが重要である。

#### ア. 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

##### ① 海岸漂着物等の実態の把握

海岸漂着物等の発生抑制のためには、発生の実態を把握し、その情報を共有することが重要となる。

海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理作業の実施の際、回収時期、量等の把握を行い、今後の回収事業を展開するための基礎資料とする。

また、県の海岸漂着物対策主管課は、毎年度、海岸管理者等に対し海岸回収・処理状況等の報告を求め、その結果をインターネット等を通じて県民に広く提供する。

##### ② 流木等の発生抑制

海岸漂着物等の中には、流木等の山林由来のものや河川由来の枯葦が多く見られる。

このため、山林を保全し、集中豪雨や台風に近い山林にするとともに、河川整備に伴う河川敷の刈葦については、河川敷に放置せず適切に処分を行う。

##### ③ ごみ等の投棄の防止

海岸では、ペットボトル等の海岸漂着物等も多くみられる。これらは不法投棄、ポイ捨てによるものと考えられる。

市町村では、ポイ捨てをなくす条例を策定するなどし、市町村、事業者及び住民が一体となっておみ等の散乱、ポイ捨て等の防止により、環境の美化の促進を図っている（令和4年1月現在、30市町村が制定）。

県民は、一体となっておみ処理施策に協力し、ごみのポイ捨て防止に努める。

県は、市町村の条例制定や先進事例について、県ごみ減量等推進研修会などを通じて情報を提供する。

#### ④ 不法投棄等の防止

県は、鹿児島県廃棄物処理計画に基づき、不法投棄等の防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、マニフェスト制度の徹底を指導する。また、電子マニフェスト制度の促進を図る。

また、産業廃棄物適正処理監視指導員等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、「不法投棄110番」の運用や毎年11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの構築など市町村や関係団体、県民の協力の下に不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図る。

さらに、産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより、不法投棄など不適正処理の未然防止に努めるとともに、不法投棄が発生した場合、行政指導を厳正に行うほか、改善命令や措置命令等の行政処分を的確に行う。

#### ⑤ ごみ等の飛散・流出の防止

海岸漂着物等の発生原因を海への流出とした場合、ひとの手から離れ（狭義の発生）、海に出るまでの間に対応することにより、海岸漂着物等の発生を抑制できる。

ごみ等が台風などの強風によって、海や河川に飛ばされないように、市町村は、ごみ集積所などで飛散防止ネットを設置するなど、水域等への流出防止に努める。

港湾等利用者は、小型船舶の防舷材等に使用されている発泡スチロール製資材のような破片化しやすい素材のものの海面での使用を中止し、破片化しない適切な商品への転換を図ることにより、ごみの発生を抑制することに努める。

#### ⑥ 3Rの推進

海岸漂着物等に対しては、発生後の対策だけでなく、海岸漂着物等となり得る生活系ごみや事業活動に伴うごみ等の発生抑制に努めることが重要である。

そのため、県では、発生抑制のため、県廃棄物処理計画に基づき、県民、事業者、市町村等と一体となって、県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等と連携しながら、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて、持続可能な循環型社会の実現を図るよう努める。

##### \* 3R

リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：部品等の再利用）、リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）の3つのR（アール）の総称

#### (4) 普及啓発又は環境教育に関する方策

##### 【課題】

海岸漂着物等は県民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制については、広く各界各層の県民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要である。

このため、県は、民間団体等と協働し、地域、社会、職場等の様々な場において、海岸漂着物等に係る普及啓発や環境教育に努める必要がある。

#### ア. 普及啓発又は環境教育に関する方策

##### ① 広報、普及啓発の施策

###### ア) 情報提供

清掃活動予定・実施報告、海岸状況（ウミガメの産卵、海浜植生、開花時期、生物の生息状況）等の情報についてインターネット等を活用して積極的に県民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発、自発的な参画を図るよう努める。

###### イ) マナー向上

サーフィン、スキューバダイビング、ヨット、釣り等の海洋性レクリエーションのイベントに関連し、環境の保全問題やマナーの啓発活動を行うことを推奨し、海を利用する者の責任の自覚とモラルの向上を図るよう努める。

###### ウ) 県民一体意識の啓発

一斉清掃を推進し、県民全体が一丸となり一人ひとりが当事者意識をもって海岸漂着物対策に取り組むよう意識の高揚を図る。

###### エ) 広報・イベント等

パンフレット等の広報手段の活用を通じて、海岸漂着物等の実態を周知し、発生抑制の呼びかけを効果的に推進する。

また、7月の「海の日」などの祝日等を活用し、清掃活動にあわせてイベント等を企画することを推奨する。

###### オ) 企業の積極的参画を奨励

企業のCSR活動（社会貢献活動）の一環として県内一斉清掃活動参画のPRや企業広告に海岸環境保全を呼びかけるメッセージを記すなどの活動を奨励する。

##### ② 環境教育の推進

###### ア) 海岸清掃体験活動

海岸清掃を体験して、大量のごみが海岸に漂着していることの実感や、日常生活に伴うごみ等の処理に関する意識を高めることを推進する。

#### イ) 学校教育

海岸は、ウミガメの産卵場所や、貴重な生物、海浜植物が生息していることから、海岸漂着物等が海岸の生態系に与える影響などについて日常的に学習し海岸漂着物等の問題への認識を深めることが学校教育の場で求められる。

このため、海岸漂着物等に関する授業をカリキュラムとして取り入れるなど、学校教育における海岸漂着物対策の取組を推進する。

#### ウ) 環境保全講習

事業者における廃棄物の適正な管理、処理及び環境保全に関する理解を深めるセミナーを開設し、環境に配慮した事業活動を推進する。

#### ③ 民間団体等の知見等の活用

普及啓発や環境教育に関しては、民間団体等が清掃キャンペーンその他の活動を行っている。

例えば、「かごしまクリーンアップキャンペーン」では、漂着散乱するごみを回収するだけでなく、回収したごみを一つ一つ品目に分けて個数を記録し、それを集計分析して改善に向けた提言を行う活動がなされている。

県や市町村は、これらの活動を行う民間団体等に対し、表彰を行う等により活動を促進するとともに、民間団体等と連携を図ることなどにより、その有する知見やネットワークを施策に活用するよう努める。

#### (5) 海洋プラスチックごみ対策

##### 【課題】

海洋ごみの多くを占めるプラスチックごみについては、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、国際的に関心が高まり、地球規模の課題となっている。特に、マイクロプラスチックについては、回収・処理が困難であり、生態系への影響が懸念されている。

このため、海洋プラスチックごみの発生抑制と海岸漂着物等であるプラスチック類の回収・処理に努めることが必要である。

##### ア. 海洋プラスチックごみの発生抑制

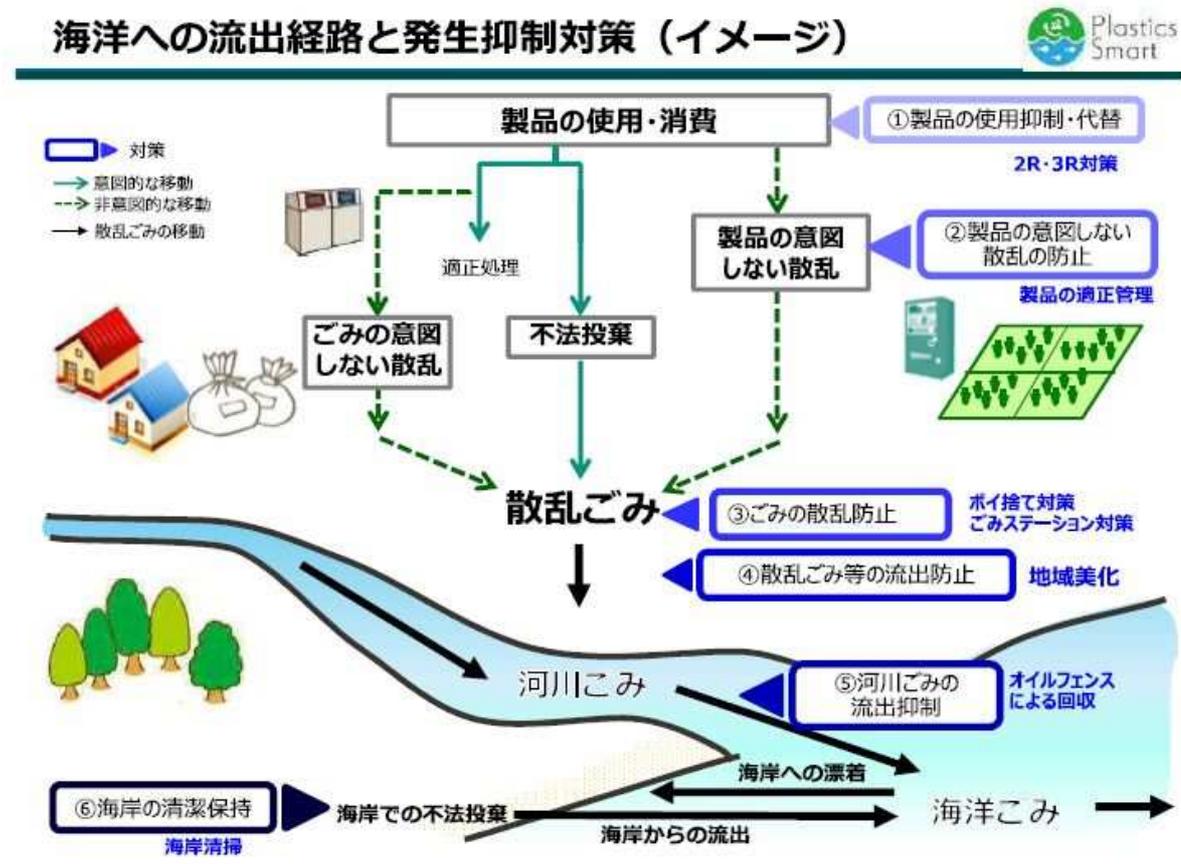
県や市町村は、県民に対し海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、ポイ捨てや不法投棄の防止、使い捨ての容器・製品の使用削減、リユース容器・製品の利用促進、使用済み製品等のリサイクルを推進するとともに、やむを得ず廃棄するプラスチックごみについては、適正な処分の徹底に努める。

事業者は、事業活動に伴って生じる廃プラスチック類の回収・リサイクルや使い捨てプラスチックの削減等に努める。

また、漁業、マリンレジャー等の事業者においては、海域で使用される漁具やロープ等のプラスチック製品が、海域に飛散・流出しないよう漁港等の陸上における適正な管理や処理に努める。

イ. 海岸漂着物等であるプラスチック類の回収・処理

プラスチック類は、長期間放置されると破碎・細分化してマイクロプラスチックになるおそれがあることから、破碎・細分化する前に、海岸管理者等が主体となって、必要に応じ、国，県，市町村，関係団体等の協力を得ながら、円滑に回収・処理するよう努める。



環境省提供

## 6. 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

### 【課題】

海岸漂着物対策については、これまでも国、県、市町村、民間団体等の多様な主体による取組がなされてきた。

海岸漂着物対策を円滑に進めるためには、各主体がそれぞれの特性や立場を理解し、適切な役割分担の下で積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

また、海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するためには、広範な関係主体による取組が必要である。

このため、県は内陸部と沿岸部の市町村が連携した発生抑制対策を推進するとともに、同じ流域圏にある隣接する他県とも連携して、発生抑制対策に努めることが必要である。

### (1) 関係者の役割分担に関する事項

海岸漂着物対策を効果的に推進するためには、海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪として講ずることが肝要である。

このうち、海岸漂着物の円滑な処理については海岸管理者等が、発生抑制については、県・市町村が中心となって施策を講じるべきであるが、一方で、地域住民や民間団体等の多様な主体の積極的な取組と、各主体が相互に情報を共有し連携・協力することも求められる。以下、各主体の役割について、表 6-1 に示す。

表 6-1 各主体の役割

主体	役割
海岸管理者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物等の円滑な処理</li> <li>・ 海岸漂着物等の発生量の把握</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外交上の適切な対応及び隣国への協力要請</li> <li>・ 技術開発，調査研究，技術的助言</li> <li>・ 財政上の配慮，助成制度の整備</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物対策推進協議会の開催</li> <li>・ 庁内関係部局間の連絡体制の整備</li> <li>・ 国，近隣県及び市町村との情報の共有，連携，協力要請</li> <li>・ 海岸漂着物対策に係る情報の収集・整理及び提供</li> <li>・ 3Rの推進等による発生抑制対策，普及啓発・環境教育の推進</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理等に関する海岸管理者等への協力及び要請</li> <li>・ 民間団体等への情報提供</li> <li>・ 地域における発生抑制対策，普及啓発・環境教育の推進</li> </ul>
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物等の処理や発生抑制に係る活動</li> <li>・ 普及啓発，環境教育等への参画</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常活動に伴って生じるごみ等の発生抑制</li> <li>・ マナー，モラルの徹底</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチックごみの発生抑制</li> <li>・ 事業活動に利用され不要となった用具等の適正管理，適正処分</li> <li>・ 海岸清掃等への参加，協力，支援（CSRの一環として）</li> </ul>

学校・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境教育の効果の高揚</li> <li>・ 調査型清掃活動への協力</li> <li>・ 専門的情報の提供</li> </ul>
---------	---

注) 海岸の管理は、知事又は市町村長が行う (p56 「\*海岸管理者等」参照)。このため、ここの「県」「市町村」は、主に廃棄物担当部局を指す。

#### ① 海岸管理者等

海岸管理者等は、県及び市町村や民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を行う。

また、海岸漂着物等の回収・処理作業を実施した際には、その発生量等を把握する。

#### ② 国

海岸漂着物等は国境を越えて周辺国からも漂着することから、国は、周辺国及び関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図り、国際的な協調の下で海岸漂着物等の解決が図られるように努める。

また、調査研究等の結果の提供や技術的助言のほか、財政上の配慮や各種の助成制度等の整備などにより、海岸管理者等、県及び市町村等が実施する海岸漂着物対策を支援する。

#### ③ 県

県は、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に海岸漂着物対策推進協議会を開催するとともに、庁内関係部局間の連絡体制の整備、国、近隣県及び市町村との情報の共有、連携、協力要請を行う。

また、県、海岸管理者、市町村及び民間団体等などが実施する海岸漂着物対策に関する情報を収集・整理し、これらの情報を広報することにより発生抑制対策、普及啓発・環境教育の推進に努める。

さらに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などを図ることを通じて、県内の廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することにより、循環型社会の実現を図るよう努める。

#### ④ 市町村

市町村は、海岸管理者等と連携した海岸漂着物の回収、回収された海岸漂着物等の市町村廃棄物処理施設での受け入れなど、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力するとともに、海岸漂着物等により地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認める場合は、当該海岸管理者等に対し、処理を行うよう要請する。

また、民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等に関する情報を提供することなどにより、地域における発生抑制対策、普及啓発・環境教育の推進に努める。

⑤ 民間団体等

民間団体等は、これまで、地域における海岸漂着物対策の取組主体の一つとして重要な役割を担ってきた。

このため、民間団体等には、海岸漂着物等の処理やその発生抑制において自ら主体となって活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための普及啓発や環境教育等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を担うことが期待される。

⑥ 県民

海岸漂着物等には日常生活に伴って生じる生活系ごみが多く含まれることから、県民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用、リサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じ、日常生活に伴って生じるごみ等の発生抑制に努めるとともに、海岸のみならず市街地をはじめとする日常の暮らしの場所においてもごみ等を投棄しないなどマナー、モラルを徹底する。

⑦ 事業者

事業者は、事業活動に用いる器材等の適切な管理や不要となった用具、ごみ等について適正に処分する。一時的に行われるイベントの開催や露店の営業等の事業活動によって生じたごみ等についても同様に適正に処分する。

また、事業者は、地域と一体となりCSR活動（社会貢献活動）の一環として海岸清掃等への参加、協力、支援を積極的に行う。

⑧ 学校・研究機関

学校・研究機関は、海岸での清掃活動等、海岸漂着物対策の一連の取組に参加する体験活動を通じて環境教育の効果を高める。

また、清掃活動等の際に海岸漂着物等の量や組成の実態を把握する調査型の清掃活動に協力する。

なお、海岸漂着物等の実態について、民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、これらの専門的情報の提供に努める。

(2) 関係者の連携・協働に関する事項

海岸管理者等、国、県、市町村は、相互に連携し、海岸漂着物対策の推進を図る。

特に、海岸漂着物対策を効果的に推進するためには、国による財政上の措置が不可欠なことから、県・市町村等が一体となって、財政上の措置を講じるよう国に働きかけていく。

また、海岸漂着物対策では特に民間団体等が重要な役割を果たしていることから、県及び市町村は、民間団体等が地域で行っている清掃活動などに関する情報を収集、整理し、インターネット等を活用した情報提供等を通じて地域におけるネットワークづくりに努めることなどにより、民間団体等を支援する。

(3) 流域圏を含んだ広域的な発生抑制対策に係る連携・相互協力

① 推進体制

内陸地域と沿岸地域が連携して、ごみの発生抑制対策を行う体制として、鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会、鹿児島県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会、川内川水系水質汚濁防止対策連絡協議会などの協議会等を通じて、発生抑制対策を推進していく。

② 隣接県（宮崎県）との協力・連携

隣接県を含む流域圏へのごみの流出が日常的にみられ、これが長期に渡ると判断される場合には、県は隣接県と連携した持続的かつ長期に渡る対策が実行可能となるよう、隣接県と協議する。

## 7 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

### (1) 海岸漂着物等のモニタリング

#### 【課題】

海岸漂着物等のモニタリングは、これまでに国、地方公共団体、研究者及び民間団体等の多くの主体によって行われデータが蓄積されているものの、その調査手法は様々であるため一様に比較できるものではない。

効果的な施策を実施する上で、海岸漂着物等に関するデータを統一的手法によって継続的に蓄積する仕組みが必要である。また、海岸漂着物等の回収・処理作業を実施した際に得られるデータや、他の手法から得られた結果を集積・整理し連携性を持たせることも必要である。

県は、地域計画の実施による効果を確認するため、海岸漂着物等の処理の際や「かごしまクリーンアップキャンペーン（国際海岸クリーンアップ）」など民間団体等が実施する海岸清掃キャンペーン等から得られた海岸漂着物等の種類、数量等のデータを、整理・評価し、公開する。

またモニタリング活動を通じて、県民に海洋環境の教育活動を行う。

### (2) 災害等の緊急時における対応

#### 【課題】

過去に災害起因（大雨、台風）等による大量の海岸漂着物等（主に流木の漂着）があったことが報告されている。

また、令和3年10月に、海底火山からの噴出物である軽石が、本県の海岸に大量に漂着したことから、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全が損なわれる状況となり、併せて、漁業や観光等の地域経済にも大きな影響を及ぼす状況となっている。

更に、強酸性の液体が入った廃ポリタンクや医療系廃棄物などの危険漂着物も確認されている。

このため、災害により大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着がみられる場合の緊急時における連絡体制等を整備することが必要である。

#### ア. 災害に起因する漂着物

洪水、台風、津波、火山噴火等により災害ごみや流木、軽石等が大量に堆積し、海岸保全施設の機能を阻害する場合に備え、海岸管理者等及び県、関係市町村が協働して一体的かつ効率的に処理できるように連絡体制を整える。

また、市町村は、ごみの仮置場の確保、応急備蓄資材の保有等に努める。県はこれらの情報を整理し、市町村へ情報提供する。

災害などにより大量に発生した海岸漂着物等については、国の災害関連の補助

制度等を活用し、海岸管理者等が主体となって、必要に応じ、国、県、市町村、関係団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかに回収・処理するよう努める。

#### イ. 危険漂着物等

海岸管理者等及び市町村は、廃ポリタンク等危険漂着物の漂着情報を受信した場合の通報体制を整備する。

また、市町村は、県への情報提供と住民への注意喚起を行うとともに、関係機関とも連携して、廃ポリタンク等危険漂着物の漂着確認及び撤去作業を行う。

県は、ホームページ等で「海岸漂着危険物対応ガイドライン」などのマニュアルを掲載し、いつでも活用できるようにする。

また、死亡野鳥については、「野鳥における高病性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成30年10月環境省）に基づき対応する。

### (3) 回収・処理困難物

#### 【課題】

離島が多い本県では、人が立ち入ることが困難な海岸での回収作業や人力では回収できない流木、漁網や漁具、ロープなどの処理困難物が存在する。これらの回収においては、船舶や重機の使用が必要になる場合があり、処理費用が大きくなるなどの課題がある。

海岸管理者等は、個別の事案に応じて、県及び市町村の水産部局、海上保安本部などと連携しながら、船舶を利用した海岸漂着物等の搬出など処理困難物の効果的な処理方法等を検討する。

なお、座礁船や船舶から流出した油については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく防除措置などの適切な実施を原因者などに要請するとともに、必要に応じて回収等の協力をを行う。

回収・処理困難物



#### (4) 漂流ごみ等の処理

近年、外国由来のものを含む漂着・漂流ごみによる生態系を含めた環境・景観の悪化等が深刻化している。また、漂着・漂流ごみによる漁業への被害も発生している。

このような中、平成25年3月に、環境省から「海中ゴミ等の処理に関する指針」が示され、海中ゴミ等を陸上で廃棄物として処理するに当たっての必要な対応や留意事項についてとりまとめられ、平成30年6月の「海岸漂着物処理推進法」の改正により、漂流ごみ等（我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物）が追加され、国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないと規定された。

このため、地域計画においても、引き続き関係機関が連携・協力して、漂流ごみ等の処理に係る対策を推進していくこととする。

なお、漁業の操業時に漁網に混入した漂流ごみ等については、漁業者による回収・持ち帰りを促し、回収した漂流ごみ等については、海岸漂着物地域対策推進事業等を活用し、漁港等から市町村の処理施設等へ運搬・処理を行うなど、地域の実情に応じた漂流ごみ等の処理の促進に努める。

#### (5) 他の計画等との整合等

かごしま未来創造ビジョンにおいて、プラスチックごみの海洋への流出を防止するため、ポイ捨てや不法投棄の防止、使い捨ての容器・製品の使用削減や代替素材を使用した製品の利用、使用済み製品等の分別収集・リサイクルの促進を図るとともに、海岸漂着物等を回収し、円滑な処理を推進することとしている。

また、県廃棄物処理計画においても、家庭や事業者からのプラスチックごみ削減の取組を推進するほか、海洋プラスチックごみ対策として、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の効果的な抑制を図ることとしている。

今後、県海岸保全基本計画、県環境基本計画及び県廃棄物処理計画等の改定時には、地域計画との整合性の確保に努める。（図 7-1 参照）

また、市町村においても、一般廃棄物処理計画に、海岸漂着物処理推進法の趣旨に沿った海岸漂着物等の適正な処理について記述するよう努める。

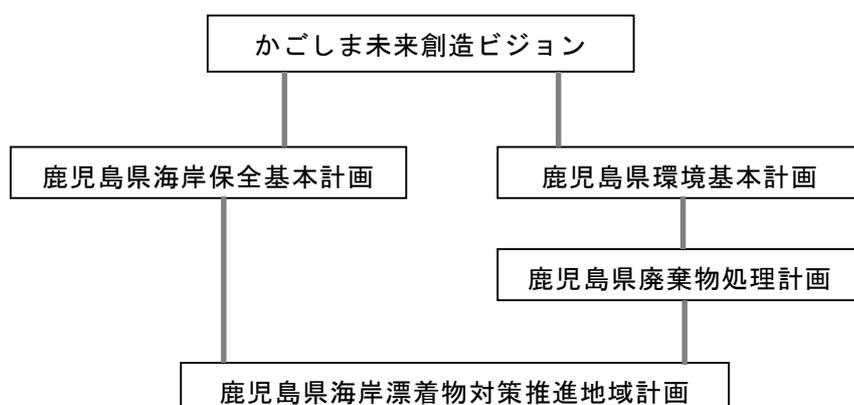


図 7-1 他計画との関係

(6) 地域住民，民間団体等の参画と情報提供

海岸漂着物対策の推進において海岸漂着物等の回収・処理作業から得られる情報は，対策の実施状況や効果を把握できるデータであり，海岸漂着物対策の実施，見直し，今後の実施計画の立案等の基礎資料となるものである。また，発生源抑制対策の担い手でもあり，回収美化活動への参加者でもある民間団体等が海岸漂着物等の現況を知ることは，民間団体等による積極的な取組への動機付けとなる。このため，県は，ホームページや各種広報活動を通じ海岸漂着物等の回収・処理状況や清掃活動等の情報を広く県民に提供する。

(7) 地域計画の変更

地域計画の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間であるが，県は，海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し，必要があると認める場合は，速やかに，協議会で協議し，地域計画の変更を行う。

また，地域計画を変更したときは，遅滞なくこれを公表することとする。